

ロシアによるウクライナへの侵略行為を断固非難する決議

令和4年2月24日、ロシアによるウクライナ領土への軍事侵攻が、自制を求める世界の多くの声を無視する形で開始され、既に攻撃を受けている都市や地域では、非戦闘員の一般市民にも多くの死傷者が出ている。

一般のウクライナに対する一方的な武力行使は、同国の国家主権と国民の人権を踏みにじる明白な国際法違反、国連憲章違反であるだけでなく、国際秩序の平和と安全にも深刻な影響を及ぼす暴挙と言わざるを得ず、最も強い言葉で非難する。

また、核兵器使用の可能性をも示唆するロシア指導者の恫喝や、軍による原子力発電所への攻撃は、唯一の戦争被爆国であり、福島第一原発事故を経験した日本の国民として、断じて許すことはできない。

私たちの住む弥富市は、一人一人の命を大切にし、核兵器、テロ行為などの脅威のない平和な社会を目指して、平成11年には世界の恒久平和を希求するため「平和都市」を宣言し、平成23年より「平和首長会議」に加盟した。

私たち弥富市議会は、生命の尊厳と恒久平和を希求する弥富市民を代表する議会として、ロシア政府に対し、ウクライナからの即時かつ無条件の撤退と、全ての人々の人権が尊重される平和的解決を断固求める。

そして、我が国の政府におかれても、国際社会との強固な連携のもと、侵略行為に対する重い代償として、あらゆる選択肢を視野に毅然とした制裁措置の徹底及び強化を要請するものである。

以上、決議する。

令和4年3月14日

弥富市議会